

令和6年第7回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年7月22日付を以って、同7月29日午後2時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第7回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地利用最適化推進委員候補者の報告について
- 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第7号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第8号 農業会議諮問（農地法第5条）について

出席委員（13名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君
16番	永作	幸雄	君				

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚	俊行
事務局課長補佐	飯島	優
事務局主査	児島	教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

会 議 の 経 過

(開会 午後2時03分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第7回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

16番永作幸雄君、1番桐澤いづみ君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3、議案第1号ないし議案第4号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

初めに番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきまし

ては、耕運機1台、農用トラック1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約4アールでございます。申請地の作付け計画は野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に、番号2についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、動力噴霧器1台、農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約220アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続いて番号3についてご説明いたします。譲受人は、番号2と同一人でございます。譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、動力噴霧器1台、農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約220アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

最後に番号4についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、キャベツ植栽機1台、農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約251アールでございます。申請地の作付け計画はキャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1須賀地内案件について、3番石津彰君。

16番 はい、3番石津です。7月25日現地調査をしました。少々物が散乱しておりますが、処分整理をすれば農地として使用できます。特に異議ありません。

議 長 次に、番号2ないし番号3荒野地内案件について、1番桐澤いづみ君。

1番 はい、1番桐澤です。番号2ないし番号3について報告いたします。先日28日に現地調査をしてまいりました。すでにきれいに整地されておりすぐにも耕作できる状況です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、番号4小宮作地内案件について、2番笹本真由美君。

2番 はい、2番笹本です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の現地調査を報告いたします。調査日は7月26日です。現地はすでに整地されており石灰も撒かれていていつでも栽培できる状態でした。申請について何ら問題はないと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1ないし番号4について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。

す。また、東京電力パワーグリッド株式会社より接続契約の案内の写し、再生可能エネルギー発電事業計画認定通知の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号2についてご説明いたします。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号3についてご説明いたします。転用目的は自己用住宅の建設でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン申込み手続きの写しが添付されております。

つづきまして番号4についてご説明いたします。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、株式会社●●●●●●より電気売買契約書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号5についてご説明いたします。転用目的は太陽光発電施

設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号6についてご説明いたします。転用目的は資材置場の設置でございます。農地の区分は、土地改良が施工され、集団的に存在している区域内にある第1種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は1,459平方メートルで、隣地にある既存の農機具修理場だけではスペースが不足しているため、事業規模の拡大をするにあたり近隣であり効率も良いことから申請地を利用する予定です。造成については、和地内発生の上砂により埋立を行い、道路からの進入、敷地内の移動を可能にし、北側農地との境界については斜度45度で土留めし、土砂の流出を防ぐ計画です。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書と土砂等による土地埋立て規制に関する事前協議書の写し、鹿島湖岸南部土地改良区より意見書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

つづきまして番号7についてご説明いたします。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

最後に番号8についてご説明いたします。転用目的は太陽光発電施設の設

置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

16番永作幸雄君。

16番 はい、15番永作です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、7月17日水曜日でございます。調査委員につきましては、桐澤農地部長、石津委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号8につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか

議長 私の方から確認ですが、番号6について地区担当委員は野口委員のところですね。借受人の住所が鹿嶋市●●●になっていますが、事務所は何処になっていますか。

事務局 ご説明します。事業所ですが今回添付されている地図の対象地の隣となっております。

議長 はいわかりました。私が事務所の文字が小さくて見えませんでした。資材置場に関しましては、同じ大字地内であれば距離の制限はありませんが、大

字が変わってしまうと500メートル以内となっており制限がでてきてしまいます。質問はその確認をしたかっただけです。

議長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号5について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号番号1ないし番号8について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年7月10日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第3号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。畑の新規については2筆で面積が1,424平方メートルとなっております。次に貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。畑の新規については2筆で面積が584平方メートルとなっております。以上合計いたしますと4筆で面積が2,008平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第3号について、番号3を除き承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第3号については、承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年7月10日付け、鹿嶋市長より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。畑の新規については2筆で面積が6,591平方メートルとなっております。次に貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については2筆で面積が3,642平方メートル、畑の新規については12筆で面積が14,156平方メートルとなっております。以上合計いたしますと16筆で、面積が24,389平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、日程第4報告第1号についてであります。報告第1号「農地利用最適化推進委員候補者の報告について」事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 はい、報告第1号「農地利用最適化推進委員候補者の報告について」ご説明いたします。

任期満了に伴い推進委員を募集したところ期限までに12人に対しまして16人の応募がありました。5月31日に会長、会長代理、農政部長、農地部長により選考委員会開催し、12人の候補者を選考いたしました。その後7月12日に候補者でありました高田倉男氏より怪我により辞退の申し出がございまして同時に認定農業者である大川太作氏の推薦をいただき四役において候補者の決定をいたしました。候補者の名簿につきましては議案書記載のとおりでございます。新たな推進委員候補者は継続の委員が8人、新任の候補者が4人となり、任期は令和6年8月27日から3年間でございます。8月27日の午後1時30分より辞令交付を予定しております。

説明は以上でございます。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 次に、報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出」ないし報告第7号「水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき専決処分いたしました。報告第8号「農業会議諮問（農地法第5条）について」は記載のとおり。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第7回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

す。

(閉会 午後2時33分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人